

○手続き漏れの防止等を目的に、どの窓口で手続きが必要かを記載（下記の『該当』欄に○）した正式版の手続き一覧表を、来庁時にお渡しします。最初に手続きをされる課で、手続き一覧表をお受け取りください。

○来庁される方は、本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）、印鑑（シャチハタ不可）をご持参ください。その他にも手続きに必要なものがありますので、下記の『必要なもの』欄をご確認いただき、不明な点等があれば、事前に下記の担当係にお尋ねください。

○複数課での手続きとなりますので、時間に余裕をもってお越しください。 《 市民課 0968-63-1302 》

## おくやみ手続き一覧表

## 見本

- ・下記の該当欄に『○』がついている部署で、手続き等が必要になります。
- ・手続きの内容によって、さらに住民票や戸籍の提出をお願いする場合があります。その際は、市民課で必要な証明書等を取得してください。裏面に、主な証明書等を掲載しています。
- ・下記に記載した以外にも、市役所での死亡に関する手続きが発生する場合があります。また、手続きが当日に完了しない場合があります。ご了承ください。

	手続きの種類	内容	必要なもの	担当課 担当係	該当	案内のみ	手続完了
税	国民健康保険税 住民税 軽自動車税	・相続人等の住所の届出	・相続人等の身分証明書	税務課 市民税係 (窓口：⑩-2) Tel. 0968-63-1342			
		・原動機付自転車又は小型特殊自動車(トラクターなど)の名義変更手続き	・相続人等の身分証明書 ・原動機付自転車等のナンバープレート(車両を廃車される場合のみ)	税務課 市民税係 Tel. 0968-63-1342 市民課(手続き場所) Tel. 0968-63-1302			
	固定資産税	・相続人等の住所の届出	なし	税務課 資産税係 (窓口：⑩-3) Tel. 0968-63-1346			
福祉	障がい福祉	・障害者手帳、受給者証等の返還 ・重度心身障害者医療費助成を受けている場合の口座変更	・障害者手帳(身体、療育、精神) ・印鑑 ・マイナンバーが分かる書類 ・福祉サービス受給者証(該当者のみ) ・重度心身障害者医療費助成受給資格者証(該当者のみ) ・相続人の通帳(重度医療対象者のみ) ・死亡者と相続人の続柄がわかる戸籍(世帯を別にしている場合でかつ重度医療対象者のみ) ・自立支援医療(精神通院)受給者証	福祉課 福祉係 (窓口⑪-2) Tel. 0968-63-1406			
	特別児童扶養手当受給者 特別障害者・障害児・経過的福祉手当受給者	・受給資格喪失の手続き ・未支払の手当がある場合の口座変更	・印鑑 ・マイナンバーが分かる書類 ・死亡を証する書類 ・相続人の通帳				
	生活保護	・変動状況届出	・死亡を証する書類	福祉課 保護係 (窓口⑪-1) Tel. 0968-63-1409			
保険	国民健康保険	・保険証等の返還 ・葬祭執行者(喪主)への葬祭費の支給	・死亡者の国民健康保険被保険者証等 ・喪主の方の通帳 ・葬祭の執行者(喪主)がわかるもの(会葬礼状・火葬許可証・葬儀の領収書など)	保険介護課 国保年金係 (窓口：⑫-1) Tel. 0968-63-1327			
		・同じ世帯の国民健康保険被保険者証等の差替え	・同じ世帯の国民健康保険被保険者証等				
	国民年金 ・厚生年金	・「年金受給者死亡届」の提出 ・未支給年金等の請求 ※その他、必要な手続きや書類等につきましては窓口にてご案内いたします。	・死亡者の年金証書(お持ちの場合) ・未支給年金等請求する方の身分証明書 通帳 マイナンバーが分かる書類				
	後期高齢者医療制度	・保険証等の返還 ・葬祭執行者(喪主)への葬祭費の支給	・後期高齢者医療被保険者証 ・喪主の方の印鑑 ・喪主の方の通帳 ・葬祭の執行者(喪主)がわかるもの(会葬礼状・火葬許可証・葬儀の領収書など)	保険介護課 高齢者医療係 (窓口：⑫-2) Tel. 0968-63-1420			
		・高額療養費又は保険料還付金が発生した場合の、代表相続人への還付	・代表相続人の方の印鑑 ・代表相続人の方の通帳 ・被保険者と代表相続人の続柄がわかるもの(戸籍謄本の写しなど)				
	介護保険	・保険証等の返還	・介護被保険者証 ・負担割合証 ・限度額認定証	保険介護課 介護保険係 (窓口：⑫-3) Tel. 0968-63-1418			
	介護保険料	・介護保険料の還付金が発生した場合の通知先確認 ・相続人代表等届出書兼口座振込依頼書の記入	・代表相続人の方の通帳				
	高額介護サービス	・相続人代表等届出書兼口座振込依頼書の記入	・代表相続人の方の通帳				
環境	し尿汲取り	・名義変更 ・汲取り終了届	なし	環境保全課 環境業務係 市役所西別館1階 Tel. 0968-63-1370			
	犬の登録	・所有者の変更	なし				
住宅	市営住宅	・市営住宅明渡届の提出 ・親族が引き続き居住を希望する場合の入居承認申請 ・同居者異動届の提出	※詳しくは、右記までお問い合わせください。	建築住宅課 住宅管理係 市役所2階 Tel. 0968-63-1491			

子育て	児童手当	※死亡者が以下に該当する場合は、右記までお問合せください。 ・18歳以下の児童 ・18歳以下の児童を扶養する者	子育て支援課 給付係 (窓口：⑭) Tel0968-63-1417
	子ども医療費助成	※死亡者が以下に該当する場合は、右記までお問合せください。 ・15歳以下の児童 ・15歳以下の児童を扶養する者	
	ひとり親家庭等 医療費助成	※死亡者が以下に該当する場合は、右記までお問合せください。 ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の受給者本人 ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の対象児童	
	児童扶養手当		
	保育所・認定こども園・ 放課後児童クラブ等の認 定終了・変更	※死亡者が以下に該当する場合は、右記までお問合せください。 ・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に通う子ども本人またはその兄弟、姉妹 ・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に通う子どもを扶養する者、同居する者	子育て支援課 保育幼稚園係 (窓口：⑭) Tel0968-63-1417
教育	就学援助	(新規申請) 経済的理由によって義務教育の就学が難しい世帯の方で、申請を希望する場合は、右記までお問合せください。 ※世帯状況によっては、マイナンバーの分かる書類、身元確認書類、その他必要な書類が発生する場合があります。  (世帯状況変更・継続の申請、辞退届) 既に荒尾市で就学援助の認定を受けている世帯で、申請時点での世帯状況から変更がある場合は、右記までお問合せください。 ※内容変更によっては、マイナンバーの分かる書類、身元確認書類、その他必要な書類が発生する場合があります。	教育振興課 学務係 Tel0968-63-1659
	学校変更申請 区域外就学願	保護者の死亡により、小中学校児童生徒の転居・転出等を伴う場合は、右記までお問い合わせください。 ※保護者・児童生徒の住所や通学希望の学校次第では、手続きが必要となる場合があります。	
	山林の所有権の移転届	・山林(森林法の第5条山林)を相続した方の移転届 ※詳しくは、右記までお問合せください。	
農林	農地中間管理事業	・農地の賃貸借契約をされていた方の相続人もしくは相続人代表の届出 ※詳しくは、右記までお問合せください。	農林水産課 農政係 Tel0968-63-1443
	農地(田や畑)の 相続	・農地の権利を相続した方は農業委員会へ届出 ※詳しくは、右記までお問合せください。	
	農業者年金	・農業者年金を受給されていた方は、『JAたまな荒尾市総合支所』への届け出等 ・死亡者の年金証書 ・死亡したことを確認できる書類(戸籍謄本や住民票) ※上記以外に必要な書類が発生する場合がありますので、詳しくは右記までお問合せください。	農林水産課 農業委員会 Tel0968-63-1459
上下 水道	口座引き落とし変更 ・ 閉栓の手続き	・上下水道を利用している場合、企業局お客様センターで、水道等に関する手続きをお願いします。 ※詳しくは、右記までお問合せください。	企業局 お客様センター営業係 Tel0968-64-3333

## 《主な証明書関係のご案内》

窓口で本人確認をしています。また、代理人による交付申請の場合は、原則委任状等が必要になります。 市民課市民係 Tel 0968 - 63 - 1302

手数料の名称	手数料の額		申請に必要なもの
戸籍の全部、個人及び一部事項証明書交付手数料	1通につき	450円	・運転免許証等来庁者の本人確認ができる書類
除籍の謄抄本交付手数料	1通につき	750円	
除籍の全部、個人及び一部事項証明書交付手数料	1通につき	750円	
住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円	
印鑑に関する証明手数料	1件につき	300円	・印鑑登録証 ・運転免許証等来庁者の本人確認ができる書類
印鑑登録証の交付手数料	1件につき	300円	・登録する印鑑 ・運転免許証等来庁者の本人確認ができる書類

※上記証明書は、市民サービスセンターでも取得できます。  
【場所】ゆめタウンシティモール2階 Tel 0968-65-8120  
【休所日】12月29日から翌年の1月3日まで  
(このほか、必要に応じて臨時休所することがあります。)  
【開所時間】午前10時30分から午後7時まで

※法定相続情報証明制度を利用すると、お亡くなりになった方の預貯金の払戻し等の相続手続きで何度も戸籍謄本等  
を取得する必要がなくなります。詳しくは、法務局にお問い合わせください。  
(熊本地方方法務局玉名支局 Tel 0968 - 72 - 2347)

『荒尾市くらしの手続きガイド』QRコード

※インターネットで簡単な質問に答えると必要な手続きが分かる『荒尾市くらしの手続きガイド』システムもご用意  
しております。  
アドレス：<https://tzk.graffer.jp/city-arao>

